

第3章 全体構想

3-1. まちづくりの基本理念と目標

3-1-1. まちづくりの基本理念

(1) 将来都市像

本市が目指す将来都市像は、関市第5次総合計画の将来都市像を踏まえ、その実現を目指します。

《関市第5次総合計画》

■将来都市像

「産業」を鍛え、「学び」を伸ばし、「文化」を磨き、
未来を切り拓く「協働」のまち
～#Smart SEKIism～

《関都市計画区域マスタープラン》

にぎわい・つながりのある
歩いて楽しいまち

■まちづくりの視点

「人」を豊かに

「まち」を豊かに

「暮らし」を豊かに

■まちづくりの基本政策

地域全体で「人」を支える

明日を担う「人」を育てる

「まち」を共に創る

「まち」に活力を生む

安心な「暮らし」を守る

快適な「暮らし」を造る

持続可能な行財政運営
を行う

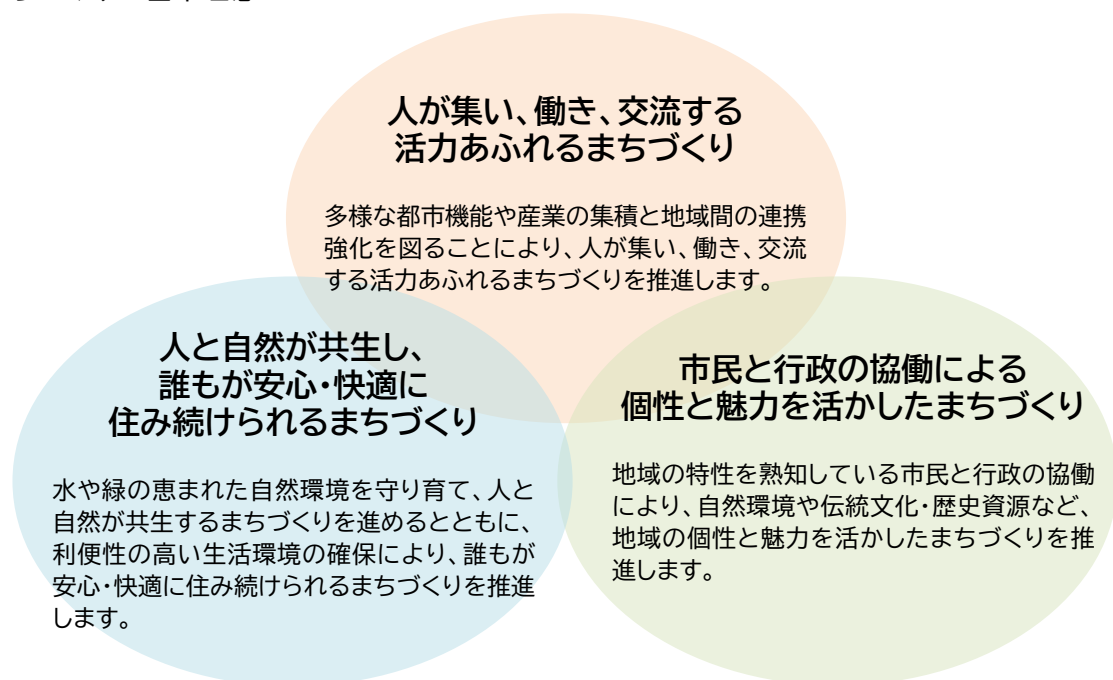
■都市計画マスタープランの将来都市像

にぎわい・つながりのある豊かさ巡るまち

(2) まちづくりの基本理念

将来都市像を実現するためのまちづくりの考え方として、以下の3つの基本理念を踏まえたまちづくりを推進します。

■まちづくりの基本理念



3-1-2. まちづくりの基本目標

将来都市像とまちづくりの基本理念を踏まえ、これからのまちづくりを進めるにあたって、以下の6つの基本目標を設定します。

(1) 集約型都市構造の形成による持続可能なまちづくり

①都市拠点の形成と居住の誘導による集約型都市構造への転換

- ・中心市街地においては、本市の核となる多様な都市機能の集積や周辺への居住の誘導を促進することにより、集約型都市構造への転換を推進するとともに、本市の中心的役割を担うエリアとして、にぎわいや活力の向上を図ります。

②身近な拠点の形成による歩いて暮らせる生活圏の形成

- ・公的サービスや医療・福祉、商業等の日常生活に必要な施設が集積した身近な拠点を市内各地に適正に配置するとともに、居住環境の維持・改善に努め、歩いて暮らせる生活圏の形成を図ります。

③誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築

- ・公共交通の充実や安全・快適な歩行空間・自転車走行空間の整備など、誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築を図ります。

(2) 本市の特徴を活かした活力あるまちづくり

①本市の特徴を活かした産業の振興

- ・中心市街地への都市機能の集積や広域交通ネットワークを活かした産業振興拠点の充実を図るとともに、工場の操業環境の維持や農林業の生産環境の保全・整備など、本市の特徴を活かした産業の振興を図ります。

②多様な交流を促進する交通ネットワークの充実

- ・本市内々及び内外との多様な交流を促進するため、広域的な幹線道路網の強化や拠点間を結ぶ交通網の充実を図ります。

(3) 成熟社会に対応した都市機能の適正な配置・誘導と効率的なまちづくり

①計画的な土地利用による都市機能の適正な配置・誘導

- ・既存の市街地内における低未利用地の有効活用を促進するとともに、無秩序な開発を抑制するなど、今後の人口動向等を見据えた計画的な土地利用のもとで都市機能の適正な配置・誘導を図ります。

②事業の選択と集中による効率的な都市基盤整備の推進

- ・市民生活に必要不可欠な都市施設を将来にわたって確保するため、既存ストックの有効活用を促進するとともに、必要性の低い事業の見直しを検討するなど、事業の選択と集中による効率的な都市基盤整備や維持管理を推進します。

(4) 地域資源の保全と活用による魅力あるまちづくり

①豊かな自然環境と貴重な地域資源の保全

- ・無秩序な開発を抑制するとともに、豊かな自然環境や貴重な生物、歴史資源などの将来に引き継ぐべき地域資源の保全を図ります。

②地域固有の歴史文化等の個性を活かした地域の魅力の向上

- ・各地域の歴史や文化、自然環境等の様々な地域資源を活用した空間形成やにぎわいの創出など、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

(5) 誰もが安心・快適に暮らせるまちづくり

①防災性の向上による災害に強いまちづくり

- ・防災性の向上に資する道路や公園等の都市基盤整備や防災上危険な地域における開発の抑制、防災対策の強化などにより、災害に強いまちづくりを推進します。

②安心・快適に暮らせる生活環境の形成

- ・子育て世代や高齢者に配慮した都市施設の充実を図るとともに、公民協働による良好な景観形成や公共施設・道路等のバリアフリー化を推進し、誰もが安心・快適に暮らせる生活環境の形成を図ります。

(6) 市民と行政の協働によるまちづくり

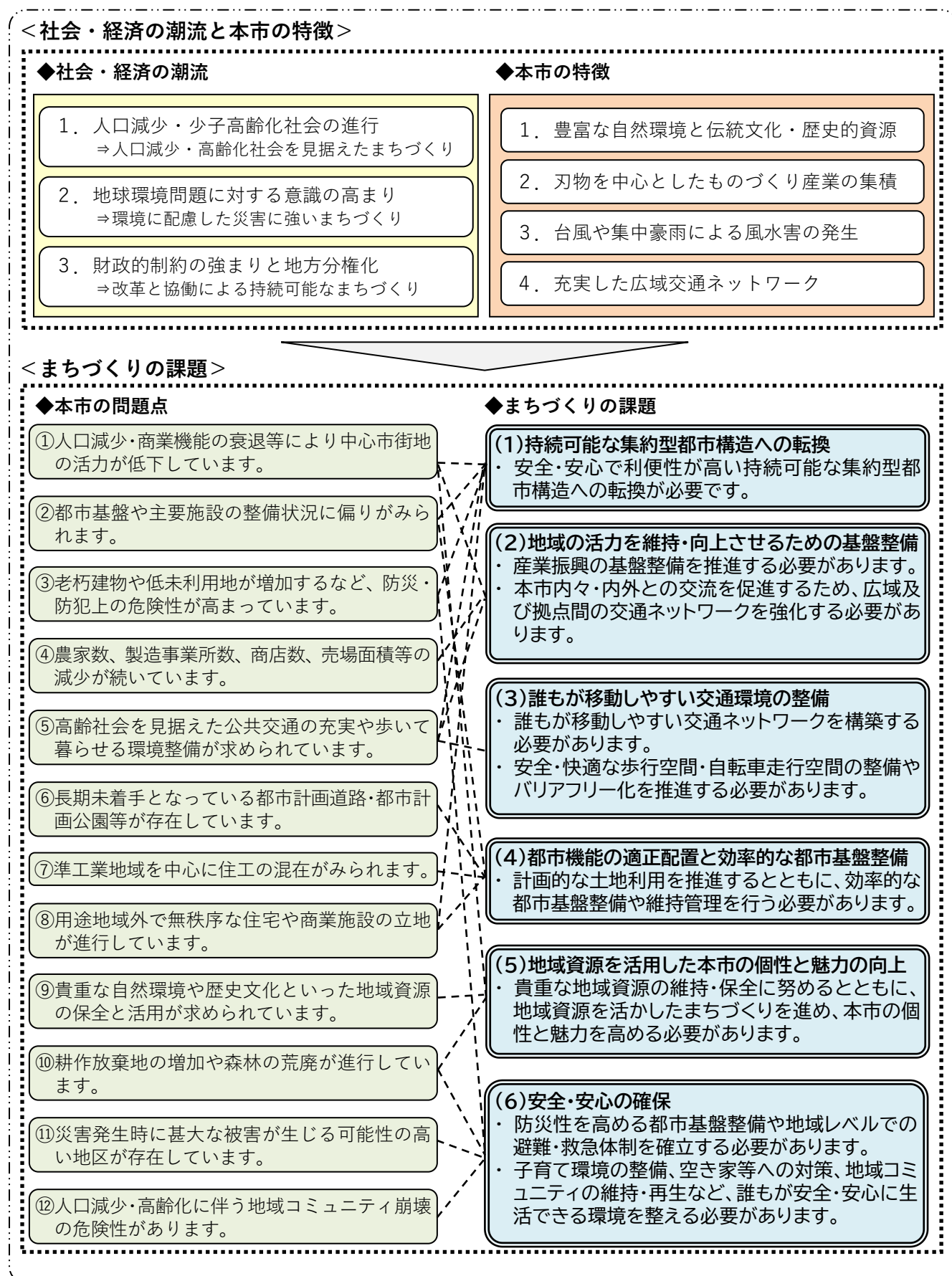
①市民がまちづくりに参加できる体制の構築

- ・市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域住民がまちづくりに積極的に参加できる体制の構築に努めます。

②まちづくり活動を通じた地域コミュニティの強化

- ・地域の防災・防犯機能の強化や高齢化社会への対応として、地域レベルでの避難・防犯・救急体制の確立が必要であることから、まちづくり活動等を通じた地域コミュニティの強化を図ります。

■まちづくりの基本理念と目標（体系図）



<将来都市像とまちづくりの基本理念>

◆将来都市像

にぎわい・つながりのある豊かさ巡るまち

まちづくりの基本理念

人が集い、働き、交流する活力あふれるまちづくり

・多様な都市機能や産業の集積と地域間の連携強化を図ることにより、人が集い、働き、交流する活力あふれるまちづくりを推進します。

人と自然が共生し、誰もが安心・快適に住み続けられるまちづくり

・水や緑の恵まれた自然環境を守り育て、人と自然が共生するまちづくりを進めるとともに、利便性の高い生活環境の確保により、誰もが安心・快適に住み続けられるまちづくりを推進します。

市民と行政の協働による個性と魅力を活かしたまちづくり

・地域の特性を熟知している市民と行政の協働により、自然環境や伝統文化・歴史資源など、地域の個性と魅力を活かしたまちづくりを推進します。

<まちづくりの基本目標>

(1)集約型都市構造の形成による持続可能なまちづくり

- 都市拠点の形成と居住の誘導による集約型都市構造への転換
- 身近な拠点の形成による歩いて暮らせる生活圏の形成
- 誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築

(2)本市の特徴を活かした活力あるまちづくり

- 本市の特徴を活かした産業の振興
- 多様な交流を促進する交通ネットワークの充実

(3)成熟社会に対応した都市機能の適正な配置・誘導と効率的なまちづくり

- 計画的な土地利用による都市機能の適正な配置・誘導
- 事業の選択と集中による効率的な都市基盤整備の推進

(4)地域資源の保全と活用による魅力あるまちづくり

- 豊かな自然環境と貴重な地域資源の保全
- 地域固有の歴史文化等の個性を活かした地域の魅力の向上

(5)誰もが安心・快適に暮らせるまちづくり

- 防災性の向上による災害に強いまちづくり
- 安心・快適に暮らせる生活環境の形成

(6)市民と行政の協働によるまちづくり

- 市民がまちづくりに参加できる体制の構築
- まちづくり活動を通じた地域コミュニティの強化

3-1-3. 将来都市構造

将来都市像及びまちづくりの基本目標の実現に向けて、将来都市構造を以下のように構築します。

(1) 拠点

①にぎわい交流拠点（都市拠点）

- ・中心市街地は中心的な役割を担うべきエリアであることから「にぎわい交流拠点」と位置づけ、歴史や文化、自然といった地域本来の魅力を有効に活用し、集客性を高める仕掛けづくりを推進するとともに、商業・業務をはじめとする多様な都市機能の集積により、にぎわいと活力の向上を目指します。

②文化交流拠点

- ・市役所（本庁）やわかくさ・プラザ周辺は、行政機関をはじめとする中心的な公的機能が集積する地域であることから「文化交流拠点」と位置づけ、公的サービス、文化、医療・福祉などの機能の充実と、市民の生活利便性を高める市街地環境の形成を目指します。

③地域拠点

- ・洞戸事務所、板取事務所、武芸川事務所、武儀事務所、上之保事務所の周辺は、各地域における公的機能が集積していることから「地域拠点」と位置づけ、公的サービスや身近な生活サービス施設の充実を図るとともに、交流機能、アクセス機能の強化を目指します。

④コミュニティ交流拠点

- ・関地域のふれあいセンター周辺を「コミュニティ交流拠点」と位置づけ、地域コミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民の交流の場としての機能の充実を目指します。

⑤産業交流拠点（産業振興拠点）

- ・市街地郊外北部の（都）東海環状自動車道周辺は、東海北陸自動車道にも近接しており、産業立地条件として優位な交通条件であることから、「産業交流拠点（産業振興拠点）」と位置づけ、産業の振興を目指します。

(2) 都市軸

①環境軸

- ・豊かな自然環境と美しい水と緑を有し、市民が身近に親しむことのできる長良川と上之保地域から南西部に流れる津保川、武芸川地域から南東に流れる武儀川、板取地域と洞戸地域を南北に縦断する板取川を、自然環境の骨格となる4つの「環境軸」として位置づけます。
- ・関川、吉田川、ほたる川の3つの河川は、中心市街地を取り囲んで流れており、市街地に住む人、市街地へ訪れる人が最も身近にふれあえる自然環境であることから、「環状の自然環境」として位置づけます。

②広域連携軸

- ・東海北陸自動車道及び(都)東海環状自動車道は、中部圏や北陸地方をはじめ、首都圏、近畿圏等との広域的な移動を支える機能を担う高規格幹線道路であることから、これらを広域連携軸として位置づけます。

③都市連携軸

- ・(都)国道156号線((国)156号)、(国)156号、(都)山田東田原線((国)248号)、(都)国道248号線、(都)国道418号西関バイパス線((国)418号)、(国)418号、(都)一本木岩下線、(都)藤谷山王線、(主)江南関線、(主)関金山線、(主)北野乙狩線は、周辺都市間及び都市内の移動を支える機能を担う幹線道路であることから、都市連携軸として位置づけます。
- ・また、(国)256号、(主)美濃洞戸線、(主)白鳥板取線、(主)美濃加茂和良線、(主)金山上之保線についても、洞戸地域、板取地域、武儀地域、上之保地域と本市の市街地や周辺都市を結ぶ幹線道路であることから、都市連携軸として位置づけます。

(3) ゾーン

①中心市街地ゾーン

- ・中心市街地から市役所(本庁)や(都)藤谷山王線までを含むエリアを「中心市街地ゾーン」と位置づけ、都市機能誘導区域を設定し、「にぎわい交流拠点」や「文化交流拠点」を核とした集客性や利便性を高めるまちづくりを目指します。

②周辺市街地ゾーン

- ・「中心市街地ゾーン」と隣接・連担する市街地と、その近隣において団地開発等で形成された住宅地を「周辺市街地ゾーン」と位置づけ、快適な暮らしの場として、良好な居住環境の創出・保全に努めるとともに、市街地間相互の連携強化を目指します。特に、中心市街地ゾーンと連担し公共交通の利便性が比較的高い市街地については居住誘導区域を設定し、積極的な居住誘導を図ります。

③産業交流拠点ゾーン

- ・「産業交流拠点」の周辺エリアを「産業交流拠点ゾーン」と位置づけ、交通条件等の優位性を活かしながら工場用地を確保し、産業集積を図ります。

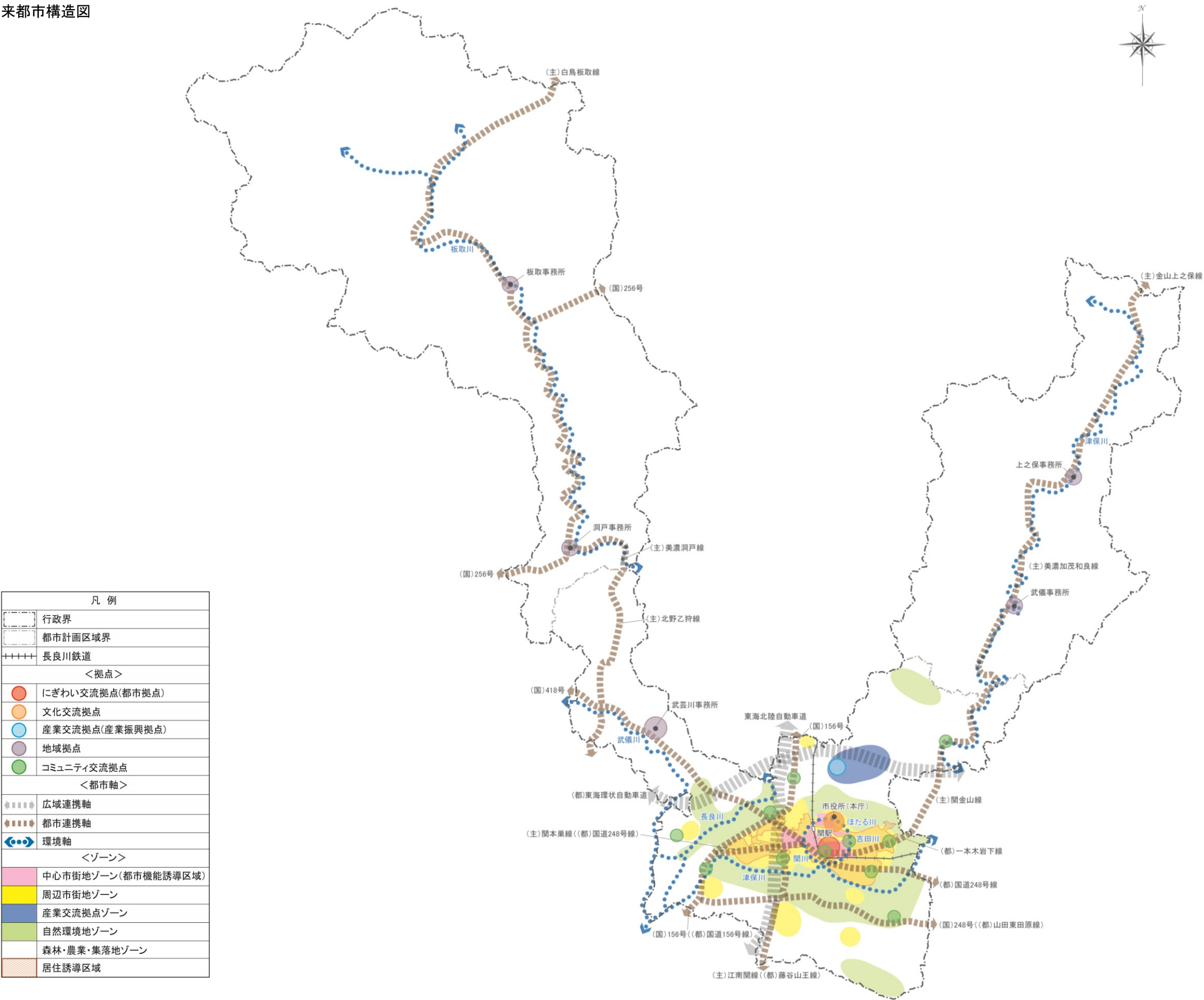
④自然環境地ゾーン

- ・「周辺市街地ゾーン」の外縁部では、広域公園や樹林地、集団農地、特定植物群落など、保全すべき自然環境が数多く点在していることから、「自然環境地ゾーン」と位置づけ、豊富な自然環境の保全と活用を目指します。

⑤森林・農業・集落地ゾーン

- ・上記以外の市全域については、「森林・農業・集落地ゾーン」として位置づけ、豊かな自然や農地と集落地が調和した環境づくりを目指します。

■将来都市構造図



3-2. まちづくりの基本方針

3-2-1. 土地利用の方針

(1) 基本方針

豊かな自然と都市が共生したまちづくりを進める上では、土地利用特性に応じた規制・誘導等による適正な土地利用コントロールが、極めて重要な施策です。

以上のような認識のもとで、集約型の都市構造の実現に向けて、低未利用地を活用した既成市街地への土地利用誘導や市街地外縁部における無秩序な開発の抑制、土地需要に応じた柔軟な用途・機能転換など、適正な土地利用配置を図っていくこととします。

(2) 土地利用類型と配置方針

①市街地

<住居系>

- ・幹線道路沿道の後背地や市街地の東西端における住居系市街地では、現在既に住宅地を中心とした土地利用が形成されていることから、定住を促すためにも専用住宅地として良好な居住環境の維持・向上を図ります。
- ・郊外の飛び市街地では、居住環境の維持を図ります。
- ・低未利用地が残されている市街地外縁部の都市計画道路整備に伴って基盤整備が必要となる既存集落地等においては、快適な居住環境整備や、商業・工業系への転換に伴う宅地整備を推進します。

<商業系>

- ・中心市街地においては、商業・業務を中心とした都市機能の集積やまちなか居住を促進するとともに、土地の高度利用や建築物の不燃化等による拠点性の高い土地利用を推進することにより、市街地環境の改善と商業の活性化を総合的・一体的に推進します。
- ・主要な幹線道路沿道や大規模集客施設が立地している市街地郊外部については、日常生活利便性の向上や来街者へのサービス向上を図るため、後背住宅地の居住環境に配慮しつつ、沿道サービス機能を適正に配置・誘導します。

<工業系>

- ・東海北陸自動車道西側に位置する小瀬工業団地及び市街地郊外の南東部に位置する関工業団地は、既に基盤が整備された工場集積地であることから、既存立地企業の操業環境を確保するとともに、周辺環境に配慮しつつ、充実・拡張を検討します。
- ・市街地郊外の中北部にある高規格幹線道路に近接した関テクノハイランドなどについては、(都)東海環状自動車道の整備インパクトを利用した産業交流拠点として、時代の潮流に応じた新しい工業・流通施設の立地・誘導の検討を進めます。
- ・(都)東海環状自動車道など高規格幹線道路のインターチェンジ周辺や主要な幹線道路沿線、関工業団地周辺においては、周辺の自然環境や居住環境に十分配慮しながら、立地条件を活かした工業系の土地利用を検討します。
- ・準工業地域が指定されている地域については、住宅地と工業地の混在が多くみられていることから、地域の状況に応じ、居住環境及び工場の操業環境への影響を考慮した用途の純化もしくは住工の分離を目指します。ただし、東海北陸自動車道沿道の一部については、住工共存地として、居住環境の改善と地場産業の維持・強化を図ります。

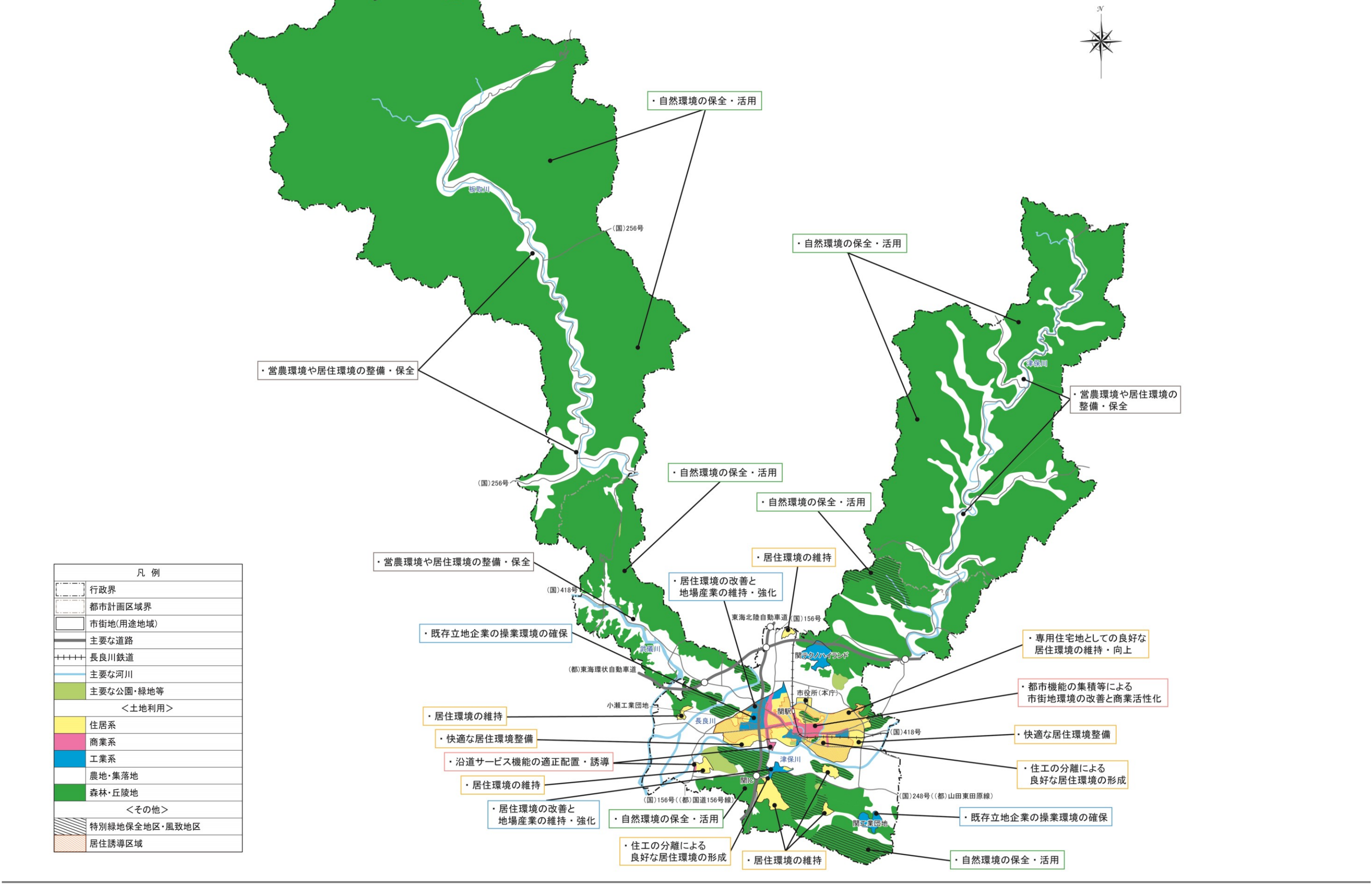
②農地・集落地

- ・関地域の市街地周辺及び各地域の主要な河川の流域や山間部に分布する集落地については、営農環境や居住環境の整備・保全に努め、地産物の販売や地域の情報発信の強化などにより、集落活力の維持や農地の利活用を図ります。
- ・集落地の周辺に広がる農地については、食料の生産基盤であるとともに、災害時における遊水機能や水資源のかん養機能を持ち、さらには人と自然がふれあう空間として市民にやすらぎやうるおいをもたらすなど、多面的な機能を持っていることから、積極的に保全を図るとともに、市民農園や農業体験、自然体験など、都市と農村との交流を通じて維持・活用を図ります。
- ・河川流域や急傾斜地など市全域に分布する災害危険地域では、その防災性を高めるとともに、緑地の保全や適正な緑化などによる自然環境の維持・保全を図ります。

③森林・丘陵地

- ・本市の大部分を占める森林や丘陵地については、二酸化炭素の吸収や保水など環境や防災等の面で重要な緑として里山整備などにより保全するとともに、自然系の観光地として、また人々の自然体験の場として、自然環境の保全・活用を図ります。

Figure 1. The study area, showing the location of the study area in the north-east of Iran, and the location of the study area in the north-east of Iran.



3-2-2. 交通施設の整備方針

(1) 基本方針

将来都市像の実現に向けて、交通基盤施設の整備・充実、地域間連携の強化や市民の生活利便性の向上など、人・モノ・情報等の交流を支援する上で必要不可欠です。

交通体系は、広域連携軸や都市連携軸としての役割を担っている道路交通網が中心ですが、今後の高齢化社会の到来や地球環境問題に対する意識の高まり、厳しい財政状況等を踏まえると、コンパクトシティへの転換や、高齢者や学生、障がい者等の移動困難者の移動手段の確保など、公共交通の役割も重要視されます。そのため、自動車や自転車等と公共交通の連携を含めた総合交通政策を進めていきます。

また、都市計画道路については、将来の交通政策や総合的なまちづくりの観点を踏まえ、都市計画決定後何十年も整備が進まない路線や整備効果が期待できない路線などについて、住民参加を含めて整備の見直しを図りつつ、真に必要な道路の効率的な整備を進めます。

(2) 道路整備の方針

①高規格幹線道路

- ・東海北陸自動車道及び(都)東海環状自動車道は、広域的な都市間連携を支える高規格幹線道路であり、都市間交流・連携の強化に重要な役割を果たす路線であることから、これらの路線を活用したまちづくりを推進します。
- ・(都)東海環状自動車道は、沿線市町と連携し、4車線化を促進します。

②都市幹線道路

- ・市街地を環状に囲む以下の路線を「環状軸」と位置づけ、通過交通の中心市街地への流入を排除し、市街地内の交通錯綜を緩和する路線として整備を推進します。
- ・環状軸から放射状に配置する以下の路線や本市の市街地から洞戸地域、板取地域、武儀地域、上之保地域へとつながる以下の路線を「放射・連携軸」と位置づけ、周辺都市との連携強化及び拠点間の移動支援を図る路線として、整備を推進します。
- ・中心市街地ゾーンを縦断し、拠点間の連携を強化する路線として、以下の路線を「文化交流軸」として位置づけます。

③補助幹線道路、生活道路

- ・幹線道路を補完する都市計画道路（(都)倉知一ノ門線、(都)庄中小屋名線、(都)末広赤尾線等）や、市内の県道、市道などの整備を進め、都市内連携の強化及び快適な交通環境の形成を図ります。
- ・市街地及び市全域に分布する集落地においては、日常の生活空間、防災空間として、安全な生活道路の整備・充実を推進します。

■ 幹線道路

区分		該当路線（※太字：関都市計画区域マスタープランで位置づけ）
高規格幹線道路 （広域連携軸）		東海北陸自動車道、(都)東海環状自動車道
都市幹線 道路	環状軸	(都)国道156号線 [(国)156号]、(都)山田東田原線 [(国)248号]、(都)東山西田原線、(都)下有知東山線
	放射・連携軸	(都)国道248号線、(都)国道418号西関バイパス線[(国)418号]、(都)藤谷山王線、(主)江南関線、(都)一本木岩下線、(主)関金山線、(主)関本巣線、(都)坂田関線、(都)下切坂田線、(主)岐阜美濃線、(一)富加美濃線、(主)北野乙狩線、(国)256号、(主)白鳥板取線、(主)美濃洞戸線、(主)美濃加茂和良線、(主)美濃川辺線、(主)金山上之保線
	文化交流軸	(都)西本郷尾太線、(都)西本郷一ツ山線
補助幹線道路		(都)倉知一ノ門線、(都)庄中小屋名線、(都)末広赤尾線など

＜都市計画道路の整備目標＞

- ・ 概ね10年以内に整備を予定する都市計画道路は、以下のとおりです。

■10年以内に整備を予定する都市計画道路

名称
(都)東海環状自動車道（一部）
(都)国道156号線（一部）
(都)東山西田原線（一部）
(都)倉知一ノ門線（一部）
(都)庄中小屋名線（一部）
(都)末広赤尾線（一部）

- ・ 都市計画道路のうち長期未着手路線等については、その必要性や実現性を総合的に判断しつつ、適切な計画の見直しを行います。

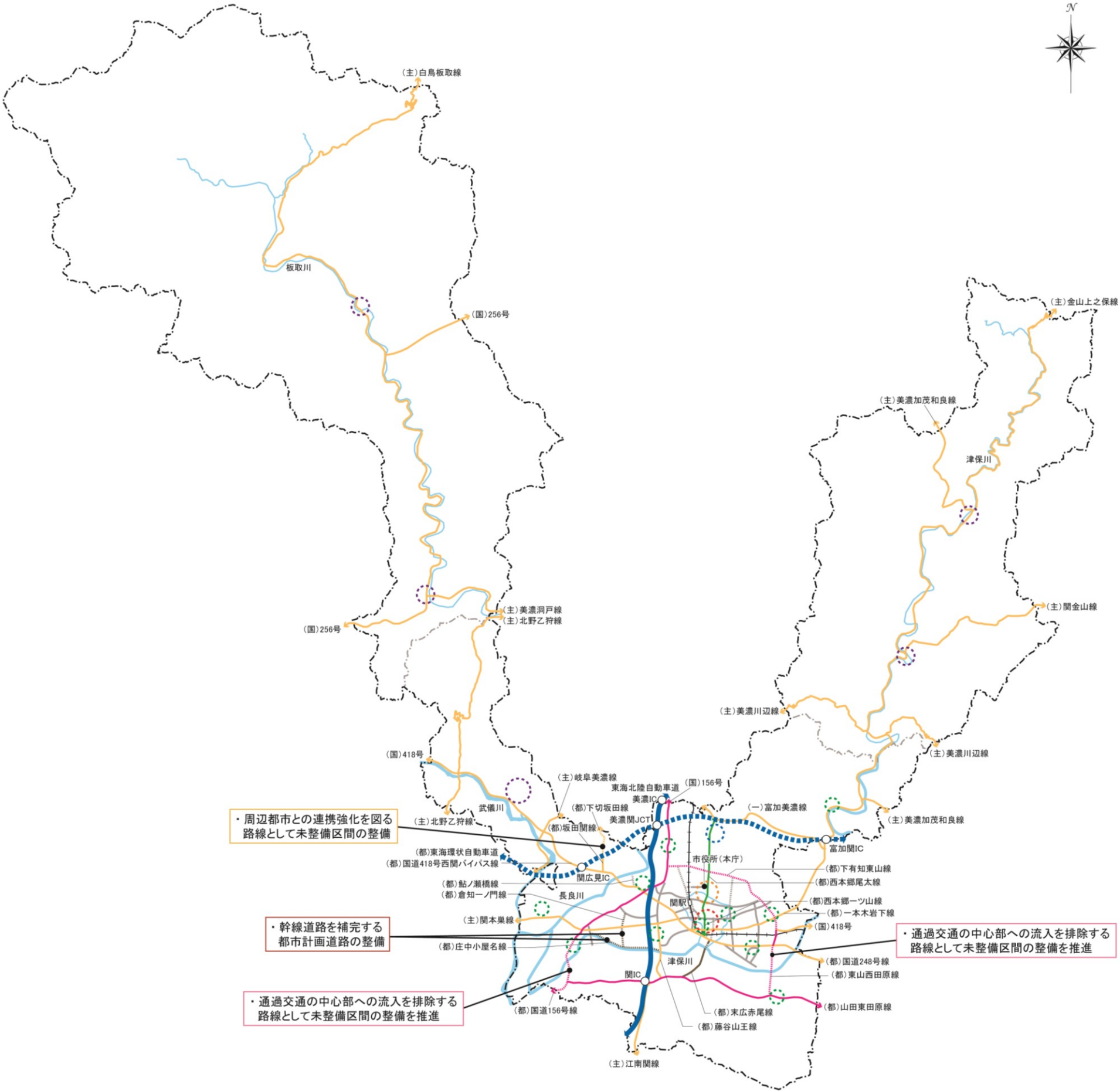


■道路ネットワークの整備方針図

(令和2年時点に決定されている都市計画道路等に基づく方針図)

凡 例	
	行政界
	都市計画区域界
	長良川鉄道
	主要な河川
<拠点>	
	にぎわい交流拠点
	文化交流拠点
	産業交流拠点
	地域拠点
	コミュニティ交流拠点
<道路>	
	広域連携軸(整備済)
	広域連携軸(未整備)
	環状軸(整備済)
	環状軸(未整備)
	放射・連携軸(整備済)
	放射・連携軸(未整備)
	文化交流軸(整備済)
	補助幹線道路(整備済)※
	補助幹線道路(未整備)※
	その他の都市計画道路(整備済)
	その他の都市計画道路(未整備)

※補助幹線道路は概ね10年以内に整備予定の路線



(3) 公共交通の整備方針

①鉄道

- ・鉄道は、環境負荷の低減や高齢化社会における移動困難者等の移動手段として今後さらに重要性を増していくと考えられることから、唯一の鉄道路線である長良川鉄道越美南線を主要な鉄道として位置づけ、鉄道の維持及び利便性の向上を図ります。
- ・鉄道利用を促進するため、駅周辺における駐車場・駐輪場等の整備によるアクセス性の向上など、交通結節機能の強化を図ります。

②バス

- ・市民の日常的な移動を支えるバスは、採算性に配慮しつつ路線・系統や運行本数の充実などにより利便性の向上を図り、バス利用を促進します。
- ・武芸川地域、洞戸地域、板取地域、武儀地域、上之保地域の中山間地域等で運行されている地域バスの維持・確保に努めるとともに、市街地のバス路線との連携を図ります。また、デマンド乗合タクシーの導入・拡充等についても検討し、公共交通ネットワークの効果的、効率的な運用を図ります。
- ・バス利用を促進するため、高速バスや路線バス、関シティバス、中山間地域等で運行されている地域バス、デマンドバスの相互の乗り継ぎ・機能を充実させるための施設整備の強化を図ります。

(4) その他施設の整備方針

①歩行者・自転車道路

- ・市街地内の幹線道路においては、安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道や自転車通行空間、交通安全施設の整備及びバリアフリー化を推進します。
- ・市街地や河川沿いにおいては、歩車道の分離等により、歴史・文化資源、身近な自然環境などを巡る動線の整備を図り、歩行者を中心とした歩いて楽しい空間づくりを目指します。

②駐車場・駐輪場

- ・都市拠点や文化交流拠点、地域拠点等においては、駐車需要に対応するため、交通の結節点などを中心として効率的かつ効果的な駐車場・駐輪場の整備を推進します。

3-2-3. 下水道及び河川の整備方針

(1) 基本方針

下水道及び河川の整備は、安全で快適な市民の生活環境を確保する上で重要な施策となることから、以下の方針のもとで下水道及び河川の整備を推進します。

①美しい水環境の保全

- ・長良川は、環境省の名水百選に選ばれ、国指定天然記念物である「ネコギギ」などの生息も確認されていることから、このような良好な水質と貴重な生物を将来に引き継ぐべく、長良川をはじめとする河川の水環境の維持・保全を積極的に図るため、下水道事業を推進します。
- ・令和元年度（2019年度）現在の市全域における下水道等（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント）の計画処理区人口に対する普及率は99.8%となっており、今後も普及に努め、合わせて水洗化にも取り組んでいきます。
- ・今後は設備の老朽化が進む中で、適正な更新や維持管理を計画的に行い、安全で快適な生活環境の確保に努めます。

②生活安全性の向上

- ・市内には22（都市計画区域内には11）の一級河川が流れていますが、過去に幾度も水害が発生しています。このため、治水整備にあたっては河川の整備のみならず、流域のもつ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進します。
- ・流域全体の保水機能を維持・向上させるため、開発者に対しては雨水流出抑制などの対策を実施するような指導を図るとともに、従来から遊水機能を有する地域については、地域整備との調和を図りつつ、浸水対策と併せ、その機能を保全します。
- ・市街地内の浸水災害を防止・抑制するために、公共下水道による雨水渠等の維持管理に努め、安全な市街地形成を図ります。

(2) 施設の配置方針と整備目標

①下水道

- ・市全域において、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽を配置し、水環境の保全に努めます。
- ・今後は施設や設備の老朽化が進む中で、下水道広域化推進総合事業やストックマネジメント計画を策定し、適正な更新や修繕を計画的に進めていきます。
- ・概ね10年以内に整備を予定する下水道は、以下のとおりです。

■10年以内に整備を予定する下水道

名称	事業内容	施工箇所	事業期間
公共下水道（関処理区）	下水道広域化推進総合事業	関市浄化センター	R3～R11
公共・特定環境保全公共下水道	ストックマネジメント計画策定	全処理区	R3～

②河川

- ・市街地の西部を南北に縦断する長良川、上之保地域から南西部に流れる津保川、武芸川地域から南東に流れる武儀川、板取地域と洞戸地域を南北に縦断する板取川、中心市街地を囲むように流れる関川、吉田川、ほたる川を主要な河川として位置づけ、河川改修や環境整備を推進します。
- ・概ね10年以内に整備を予定する河川は、以下のとおりです。

■10年以内に整備を予定する河川

名称	事業内容
長良川	・河川改修
津保川	・河川改修
吉田川	・河川改修
武儀川	・河川改修

3-2-4. 市街地整備の方針

(1) 基本方針

集約型都市構造の構築に向けて、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により、都市活動の中心的な役割を担う都市拠点や日常生活に必要な施設が集積した身近な拠点の形成を図ります。

また、市街地内には低未利用地が残されている地域がみられ、こうした地域では基盤未整備のままスプロール化が進行し、市街地環境の悪化につながる恐れがあることから、地域住民の意向や周辺環境に配慮しつつ、土地区画整理事業や地区計画等の市街地整備手法により、安全でゆとりのある市街地環境の形成を図ります。

(2) 市街地整備の方針

①拠点の形成

<にぎわい交流拠点>

- ・中心市街地における「にぎわい交流拠点」においては、土地の高度利用や低未利用地の活用により多様な都市機能の集積を促進するとともに、防災性の向上を図るなど、市街地の再構築を推進します。
- ・歴史・文化資源、身近な自然環境を巡る遊歩道や、市民の健康づくり・交流に役立つ安全な歩道・公園の整備など、歩いて楽しい魅力ある中心市街地の形成を目指します。
- ・住民組織、NPO 等が空き地を活用する協定制度など、多様な主体による交流やにぎわいの創出を推進する仕組みの検討を行います。

<文化交流拠点>

- ・市役所（本庁）やわかくさ・プラザが位置する「文化交流拠点」においては、公的サービス、文化、医療・福祉などの機能の充実と、バス路線の見直しにより、市民生活の利便性を高めるとともに、隣接する「にぎわい交流拠点」との連携を強化させ、中心市街地ゾーン全体の回遊性の向上を図ります。

<地域拠点>

- ・洞戸事務所、板取事務所、武芸川事務所、武儀事務所、上之保事務所の周辺を「地域拠点」と位置づけ、公的サービス機能や身近な生活サービス施設（医療・福祉、商業等）の充実を図ることにより、生活利便性の向上を図るとともに、既存の公共施設を活用した地域住民の交流の場を創出するなど、交流機能の強化を目指します。

<コミュニティ交流拠点>

- ・関地域ふれあいセンター周辺を「コミュニティ交流拠点」と位置づけ、既存の公共施設や周辺の空き家、空き店舗等の活用により、高齢者、子ども、子育て世帯をはじめとする地域住民の交流の場、たまり場などの創出を図ります。

＜産業交流拠点＞

- ・「産業交流拠点」においては、市街地郊外の中北部にある東海北陸自動車道及び(都)東海環状自動車道に近接した交通条件等の優位性を活かしながら工場用地の確保を行い、時代の潮流に応じた新しい工業・流通施設の立地・誘導の検討を進めます。

②既成市街地の改善・再生

- ・集約型都市構造の構築に向けて、市街地内に点在する空き家や空き店舗などの低未利用地の有効利用を図るとともに、土地区画整理事業や地区計画制度の導入による適正な土地利用、建築誘導を行うことにより、良好な居住環境を形成します。
- ・木造老朽建築物の密集や細街路からなる防災上問題のある市街地では、地域住民の意向や協力も踏まえて、地区計画による建替え促進や生活道路の整備などを進め、市街地環境の改善・更新を図ります。
- ・地域資源を活用した街なみ環境の整備や独立峰を活かした公園の整備などを推進することにより、良好な都市空間の創出を図ります。

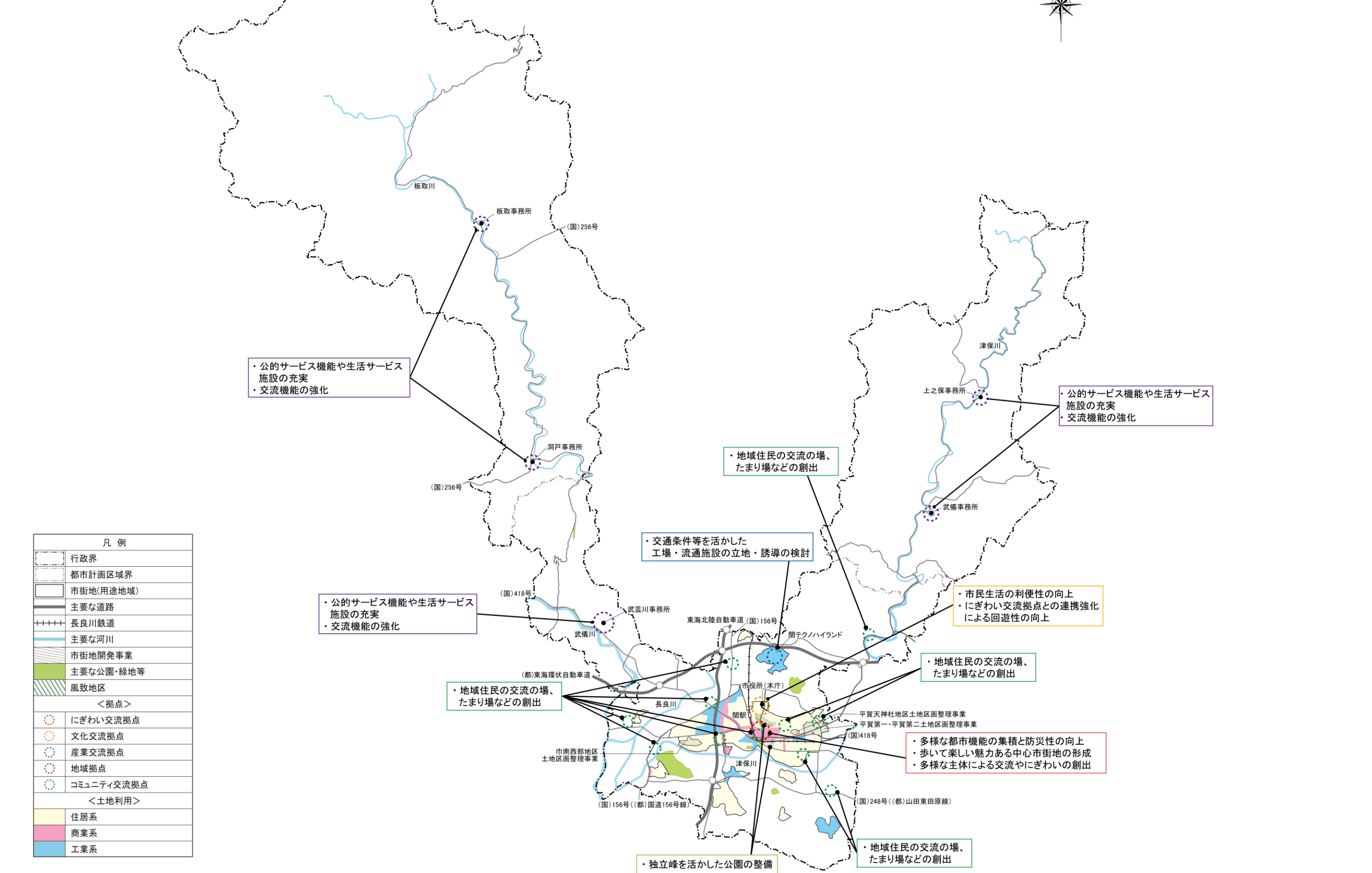
＜市街地整備の目標＞

- ・概ね10年以内に実施する土地区画整理事業は、以下のとおりです。

■10年以内に実施する土地区画整理事業

事業名	備考
平賀第一土地区画整理事業	施行中
平賀第二土地区画整理事業	施行中
平賀天神杜地区土地区画整理事業	施行予定
巾南西部地区土地区画整理事業	施行予定

100



3-2-5. 自然的環境及び公園・緑地の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

長良川をはじめとした豊富な自然環境が残されており、地球環境保全の観点からも、こうした貴重な自然環境は将来に引き継ぐべく、今後も維持・保全を図ります。

(2) 自然的環境及び公園・緑地の整備・保全の方針

①自然的環境の整備又は保全の方針

<環境軸>

- ・本市の環境軸である長良川、津保川、武儀川、板取川の良好な水質を保全するため、周辺緑地の保全や無秩序な開発の規制強化を図るとともに、貴重な環境学習の場として、自然環境と親しめる空間の整備を推進します。
- ・中心市街地を取り囲む「環状の自然環境」である関川、吉田川、ほたる川については、河川環境の保全を図るとともに、河川改修事業と合わせて、中心市街地の回遊動線となるプロムナードや小広場といったオープンスペースを確保します。

<その他の自然環境>

- ・市全域に分布する水と緑の資源については、土地利用状況などに配慮しながら、農業振興地域における農用地区域や保安林などといった現在の土地利用規制を維持するとともに、必要に応じて新たな土地利用の規制誘導方策を適用し、自然環境や景観の保全を図ります。
- ・安桜山、梅竜寺山といった独立峰は特徴的な景観要素であり、現在指定されている風致地区を維持するとともに、安桜山や一ツ山は、都市計画公園として散策路やサイン等の整備を推進します。
- ・藤谷川は関ホタルの川として、その周辺とともに自然環境保全地域に指定されており、また市域南部に位置する「ふどうの森」は保健保安林が指定されていますが、これらについてはこの指定を維持することにより、自然環境の保全を図ります。
- ・その他にも、市全域に広がる奥長良川県立自然公園地域、武芸川地域の寺尾ヶ原千本桜公園周辺、一色地区カタクリ群生地、洞戸地域の高賀山、板取地域の21世紀の森公園周辺、川浦溪谷、名もなき池（モネの池）、武儀地域の平成自然公園周辺などの本市を代表する良好な自然環境が多く存在しており、これらの保全を図ります。
- ・市全域において、山地・丘陵地等における開発規制や、生物に配慮した河川整備の推進などにより、生物多様性の確保を図ります。
- ・市全域において、自然環境の保全、災害防止、景観を保全する観点から、太陽光発電施設の無秩序な開発の抑制に努めます。

②公園・緑地の整備方針

- ・都市公園をはじめとした緑地の確保やオープンスペースの充実、身近なスポーツ・レクリエーション環境の整備に努めます。都市公園については、市民の身近な憩いの場となる住区基幹公園について、適切な維持管理に努めるとともに、土地区画整理事業と合わせて整備を推進します。
- ・市全域において、道路や公共施設などの公共空間の緑化推進を図ります。
- ・市全域において、市民の意向や協力を踏まえて、積極的に民有緑地の確保に努めます。

<都市計画制度の方針>

- ・自然的環境の整備と保全に係る都市計画制度の方針は、以下のとおりです。

■都市計画制度の方針

種別	整備・保全の方針
公園	○住区基幹公園の今後10年間の整備目標を1.49haに設定し、土地区画整理事業等と合わせて整備・確保を推進
風致地区	○長良川沿い、津保川沿いの丘陵地のうち、他の土地利用規制がかかっていないものを対象として指定を検討
地区計画	○地域の状況や用途に応じて、地区レベルでの道路・公園・緑地等を定めて、土地利用に関する詳細な計画として検討

3-2-6. 都市景観形成の方針

(1) 基本方針

本市には、豊かな自然、伝統、歴史文化に育まれてきた、関市らしい景観が残されています。これらの景観を守り、育て、そして良好な景観を形成することを通じて「人と地域を豊かにする」ため、「関市景観計画」に基づき、公民協働による景観まちづくりに取り組みます。

(2) 景観形成の方針

①自然景観

- ・市全域において、森林や農地、河川など、清流でつながる水と緑を保全します。
- ・遊歩道や親水空間等の整備、建築物や屋外広告物の規制誘導などにより、人と自然とのかわりを大切にした、良好な景観形成を図ります。

②歴史・文化景観

- ・市全域において、地域のシンボルとなる景観上重要な建築物や樹木、伝統行事などの歴史・文化資源の保全・活用により、地域の魅力や活力を高めます。

③居住景観

- ・市全域において、花や緑による緑化を推進し、ゆとりとうるおいのある居住環境や四季の移ろいを感じる沿道景観の形成を図ります。
- ・中心市街地においては、水や緑、歴史・文化資源等を活用したにぎわいと活気ある景観形成を図ります。
- ・せきてらすの整備など、刃物のまちを印象づける景観形成を図ります。

④眺望景観

- ・市全域において、山なみ等の眺望景観を保全するとともに、良好な眺望ポイントの発掘、整備を図ります。

⑤公民協働

- ・市全域において、花壇づくりやごみゼロ運動等の美化活動の促進、重点地区の指定や自主的な取組への支援など、公民協働の景観まちづくりを推進し、まちへの愛着と誇りを高め醸成します。

3-2-7. 都市防災等の方針

(1) 基本方針

安全・安心の確保はまちづくりの継続的課題であり、近年頻発している集中豪雨や今後起こりうる南海トラフ地震等の自然災害に対して、「災害に強いまちづくり」（ハード）と「災害時の避難・救助体制の確立」（ソフト）の両面から、継続して都市の総合的な防災性を高めていくことが必要です。

したがって、「関市地域防災計画」に基づき、こうした防災対策を推進することにより、安全・安心な生活環境の形成を図ります。

(2) 防災方針

①災害に強いまちづくり

- ・市全域に広がる農地・森林などの自然環境は、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。
- ・土砂災害特別警戒区域など、市全域に分布する災害の危険性が高い地域における開発を抑制するとともに、安全な地域への居住の誘導を図ります。
- ・災害発生時における避難路や一時避難地を確保するため、土地区画整理事業をはじめとする市街地整備により、道路・公園の整備を推進します。
- ・市街地内の浸水被害を防止・抑制するため、河川改修事業を進め、併せて長良川及び津保川沿いについては地域の有する遊水機能の保全を図ります。また、雨水渠等の維持管理に努めます。
- ・河川改修事業等のハード対策と合わせ、ハザードマップの配布等による住民への啓発活動を通じて、地域の防災性の向上に努めます。
- ・市全域において、ライフラインや建築物における耐震化・不燃化を促進することにより、災害に強い都市構造の構築を目指すとともに、公共施設やインフラ施設の老朽化対策を推進します。

②地域レベルの避難・救助体制等の整備

- ・大規模災害発生時には、地域住民同士の協力（共助）による救援、復旧に向けた迅速な行動が被害の縮小・早期復旧に繋がるとして重要視されていることから、市民の防災意識の向上を図るとともに、地域レベルでの避難・救急体制の確立を目指します。
- ・市全域において、街頭防犯カメラや街路灯の設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造にするなど、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。
- ・市全域において、地域住民による自主防犯活動などを通じた地域コミュニティの形成や、監視体制の強化により、防犯に対する意識の向上を図り、犯罪が発生しにくいまちづくりを進めます。